

処遇改善加算/特定処遇改善加算

【勤続年数加算(常勤介護職)】

1年未満	¥22,000-	5年以上7年未満	¥30,000-
1年以上3年未満	¥25,000-	7年以上10年未満	¥32,000-
3年以上5年未満	¥28,000-	10年以上	¥34,000-

【勤続年数加算(非常勤介護職)】

1年未満	¥1,100~22,000-	4年以上7年未満	¥1,400~28,000-
1年以上4年未満	¥1,250~25,000-	7年以上	¥1,500~30,000-

8~168h/月の勤務時間に比例して算出

【特務手当加算(常勤介護職)】

通所契約相談業務を担当	¥5,000-	早、遅、夜勤、土、日祝日の全ての勤務が可能	¥15,000-
中型及び小型車両送迎業務を担当	¥8,000-	早、遅、土、日祝日の全ての勤務が可能	¥8,000-
軽車両送迎業務を担当	¥4,000-	法人の辞令に従い、他のエリアに異動した者	¥10,000-
勤務拘束時間が9時間を超える通所業務に従事	¥5,000-	法人の辞令に従い、エリア内(部署移動含む)で異動した者	¥5,000-
通所業務全て(入浴・レク等)を担当	¥5,000-	夜勤5回/月以上の勤務をした者	¥3,000-
請求業務を担当	¥3,000-		

特務手当加算(常勤介護職)は上限25,000/月とする

【特務手当加算(その他の常勤職員)】

早、遅、わコール、土日祝日の全ての勤務が可能(常勤看護職)	¥10,000-
夜勤、土日、祝日の全ての勤務が可能(常勤看護職)	¥10,000-
夜勤5回/月以上の勤務をした者(常勤看護職)	¥3,000-
契約相談業務を担当した者(常勤事務職)	¥5,000-
中型及び小型車両の送迎業務を担当した者(常勤事務職)	¥5,000-
請求業務を担当した者(常勤事務職)	¥5,000-

特務手当加算(その他の常勤職員)は上限10,000/月とする

役職者はこの限りではない

医療法人 慈厚会